

# 第2回 「相続（税）対策の研究」レポート

上中越資産形成倶楽部

平成20年8月20日 国民年金健康センター上越  
 主催：株式会社 阿部建設 コンサルティング事業部  
 TEL 本社：0257-23-4173 支店：025-543-4548

## 相続とは何か？

相続は本来親の意思である。財産は生前も死後も自由に出来るとするのがこの制度なのである。

## 遺言書の重要性

裁判になれば、相続人の寄与分や特別受益分が考慮されて判断される。重要なことは遺言書を残すことである。遺言書は、遺書や遺言状とは違う。法律では遺言書の書式や書き方、修正方法なども全て求められている。

## 相続税とは何か？

親は遺言書を書く責任があるのである。



参加された皆さん  
 松葉先生のお話に、とっても真剣に耳を傾けていらっしゃいました。

有権を与えたことが始まりであり、相続税は使用料の支払いに相当する考え方の基になっている。何代も財産を持ち続ける者もいるが、法律を知ると知らないとは大違いであり、抜け道もある。知識や情報を持たないものは損をする世の中であることも自由主義社会の特徴である。

評価額から、一定割合分差し引くことが出来るが、駐車場の設置など利用の現状や建物によって異なる計算になることも知っておく必要がある。評価額は率であるから評価の高い土地を優先する。

また税理士の報酬は課税額によるため、対策を税理士に任せると高く誘導されることも考えられる。

相続は制度が「兄弟均分相続」と教えていることが誤解の元である。民法は昭和22年に封建的自由主義から自由主義になった。相続に対する考え方の違いは、被相続人と相続人の生まれた時代の差とも言える。

親は長男が継ぐものと思いい、兄弟は均分だと思っている。最も確実なのは公証人に作成してもらう公正証書遺言である。遺言書の法的な効力は、財産の明示と誰にやるかだけである。その他の言い残したことは遺書に書く。これら

万民共通のことが国民に周知徹底されていないことが問題であり、相続問題が年々増加している原因である。

バブル経済による地価高騰や核家族化による家共同体意識の希薄化も原因である。長男・次男などの差は意識の中にもない時代で、もめる原因はたくさんある。

遺産分割事件の69.3%に弁護士が関与し、係争期間が長期化する

相続税の考え方は

- ① 名義書換料
- ② 富の集中化の排除と再配分
- ③ 富の一部を社会還元するという点だが、

②は、自由主義国家において、努力や能力の差異で所得に差がつくことが不平等という考え方がおかしい。所得格差が固定化することを防がねばならないのである。

③も強制的に社会還元される考え方はおかしく、アメリカに見られるように、所得に余裕のある者が本来ボランティアで社会還元するべきである。

土地の個人所有権は専用使用権である。大化の改新のときに中大兄皇子が一代限り所

生前贈与はあくまで契約行為であることに注意する。控除額を少し超える額で僅かの税金を納めたり契約書を作る方法は税務署対策となる。

相続税評価を下げる方法としては貸家建付地の評価減がある。土地にアパートや借家、貸倉庫等があれば土地の相続

《平成20年及び平成21年の開催予定》

回	テーマ	開催日
第3回	相続税対策の事例研究 I	10月 9日(木)
第4回	ローリスクハイリターンな土地活用の事例研究 Part.1	12月16日(火)
第5回	これからの賃貸経営戦略(計画編)	平成21年 2月予定
第6回	土地活用のまことしやかなウソの話 Part.1	平成21年 4月予定
第7回	定期借家制度の特徴とその活用	平成21年 6月予定